

平成 30 年 8 月吉日

「後見制度支援預金」取扱い店舗拡大のお知らせ

平素は格別なるご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当組合では、平成 30 年 6 月 1 日より東京都内の各店舗にて「後見制度支援預金」の取扱いを開始しておりますが、この度、千葉家庭裁判所との連携・調整の末、千葉支店でも取扱いが可能となりましたので、お知らせいたします。

尚、取扱い開始に向け準備しておりました東京家庭裁判所立川支部での取扱いも同時に開始いたします。

記

1. 取扱い拡大店舗：千葉支店
2. 取 扱 開 始 日：平成 30 年 9 月 3 日（月）
3. 利 用 対 象 者：家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、
家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方
4. 追加家庭裁判所：1) 千葉家庭裁判所
千葉家庭裁判所本庁、佐倉支部、一宮支部、松戸支部、木更津支部、
館山支部、八日市場支部、佐原支部、市川出張所
2) 東京家庭裁判所
立川支部 ※本庁は開始済み
5. 当組合取扱店舗 東京都：本店営業部、五反田支店、上野支店、立川支店、亀戸支店、池袋支店
千葉県：千葉支店
6. 主な特徴
 - ・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
 - ・本預金は普通預金として取扱います。
 - ・利率は毎日の店頭に表示する普通預金利率（変動金利※）+0.2%の利率を適用します。
 - ・キャッシュカードはご利用いただけません。また、インターネットバンキング等の各種付帯サービスもご利用いただけません。
 - ・マル優、総合口座はご利用いただけません。

※無利息型は 0%

※詳しくは、窓口または担当者にお問い合わせいただくか、店頭にて備え付けの商品概要説明書をご覧ください。

